

申立ての趣旨及び紛争の要点

申立ての趣旨

相手方（□ら）は、申立人に対し、（□連帯して、）下記金員を支払う。
金 1,400,000円
□上記金額に対する平成・令和 年 月 日から支払済みまで
年 %の割合による遅延損害金
との調停を求める。

紛争の要点

- 1 紛争の要点となるべき相手方の具体的行為（□詳細は別紙のとおり）
（いつ、どこで、だれが、どうしたか）
申立人は、令和○年○月○日に申立外釧路太郎（以下「A」という。）と婚姻し、令和○年○月○日に長男Bを、令和○年○月○日に長女Cをもうけ、平穩に暮らしていた。
相手方は、令和○年○月ころから令和○○年○○月ころまで、釧路市○○町の飲食店「○○○○」の従業員であった。
申立人は、令和○年○月ころから、Aの帰宅時刻が遅いなど素振りがおかしいことに気づき、同年○月ころAに問い質したところ、Aは、上記飲食店で知り合った相手方と同年○月頃から交際を始め、同年○○月ころには肉関係を持つに至ったことを明らかにした。
申立人は、令和○○年○○月○○日にA及び相手方の三者で会い、Aと相手方に対し、今後一切の交際をやめるよう申し入れ、Aと相手方はこれを受け入れた。しかし、その後も相手方はAと交際を続け、Aは令和○○年○○月○○日に子供を残したまま、相手方のマンションに移り住み、相手方と同棲を続けている。
申立人と相手方は、令和○○年○○月○○日協議離婚し、申立人がB及びCの親権を得た。
- 2 以上により、相手方（□ら）は、申立人と { ☒申立外 釧路太郎
□相手方 } との { ☒婚姻を破壊させたものである
□婚姻関係の維持を困難にさせた } から、民法709条に基づき、これにより被った申立人の精神的損害に対する慰謝料を支払う義務がある。
上記慰謝料の額は 140万 円が相当である。
- 3 よって、申立人は、相手方（□ら）に対し、（□連帯して、）金 140万円 □及びこれに対する平成・令和 年 月 日から支払済みまで年 %の割合による遅延損害金の支払を求める。

「申立ての趣旨」には、あなたが希望する解決の内容を記載します。

相手方が2名の場合（不貞相手と元夫・元妻の双方に請求する場合は、「（□ら）」と「（□連帯して）」に□と記入してください。

請求金額の総額を記載します（紛争の要点3に記載したのと同じ金額が記載されることになります。）。

遅延損害金を請求する場合は、□に□と記入し、その起算日（「不法行為の終了日（婚姻関係が破綻した場合は、離婚日など）」）と利率を記入してください。
遅延損害金を請求しない場合は、記入する必要はありません。

「紛争の要点」には、申立ての趣旨を理由付けるあなたの言い分などを記載します。

- 1 記載例を参考に、具体的行為を日付ごと、行為ごとに記載してください。

書ききれない場合は、別紙に記入することもできます（その場合には、「詳細は別紙のとおり」に□と記入してください。）。

- 2 相手方が2名の場合は、「（□ら）」に□と記入し、「☒相手方 釧路太郎」として、相手方（元夫・元妻）の氏名を記入してください。

既に離婚した場合……………「☒婚姻を破壊させたものである」
婚姻関係が継続している場合……………「☒婚姻関係の維持を困難にさせた」

請求する慰謝料の額を記載してください。
慰謝料の額を算出する基準や目安などはありません。

- 3 上記2で求める慰謝料額を記入してください。
遅延損害金を請求する場合は、□に□と記入し、その起算日（不法行為の終了日（婚姻関係が破綻した場合は、離婚日など））と利率を記入してください。
遅延損害金を請求しない場合は、□に□を記入する必要はありません。

この欄に記載した金額、遅延損害金の起算日と利率が、申立ての趣旨の記載と同じであることを確認してください。

4 その他の紛争の要点

その他の紛争の要点には、紛争の背景やこれまでの交渉経緯などを自由に記載してください。

(記載例)

- 相手方は、申立人に令和〇年〇月〇日までの支払いを約束したにもかかわらず未だ支払をせず、支払遅延の理由があいまいなため、調停の席上で遅延理由を再確認し、解決をはかりたい。
- 相手方が損害の内容について「・・・」と主張し、争っている。
- 申立人と相手方とは隣近所(友人同士)であるため、話し合いによる円満な解決を強く希望する。
- 申立人は相手方と令和〇年〇月〇日及び同年△月△日に本件解決のため話し合いを行ったが、申立人の主張する「・・・」の点と相手方の「・・・」という主張とが食い違い、解決に至らなかった。